

IV 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

<年度>
申告の年度を記載してください。

<所有者コード、資産コード>
記載する必要はありません。

<資産の種類>
下の表に対応する数字を記載してください。

番号	資産の種類
1	構築物（建物附属設備を含む）
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<資産の名称等>
資産の名称等を記載してください。

<取得年月>
資産を取得した年月を和暦で記載してください。
なお、年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。

<耐用年数>
耐用年数省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記載してください。
なお、中古資産について、見積耐用年数にしている場合は、その耐用年数を記載してください。
国税局長の承認を得て耐用年数の短縮を行っている場合は、承認を得た未経過使用可能期間（年）を記載してください。
また、耐用年数の短縮を行っている場合は、必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。
なお、法人税法施行令第57条第7項若しくは第8項又は所得税法施行令第130条第7項若しくは第8項の規定により届出書を提出した場合は、その「届出書」の写し及び既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

令和 8 年度

所有者コード

種類別明細書(増加)

行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 事 由
					年 号	年 月	日	
01	2		業務用オープン	1	5	07	04	+
02	2		包装設備	1	5	07	05	
03	2		成型機	1	5	05	11	
04	2		冷蔵ショーケース	2	4	18	02	
05								
06								
07								
08								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
				小	計			

<数量>
資産の数量を記載してください。

<小計>
ページごとの資産の取得価額の合計を記載してください。
増減資産申告の場合、この欄の額の合計は償却資産申告書の取得価額（前年中に取得したもの）の合計と同じです。

注意 取得年月の「年号」の欄は、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移転

当該資産の取得価額を記載してください。

なお、取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、**圧縮記帳の制度は認められていません**ので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記載してください。

<減価残存率>

記載する必要はありません。

＜課税標準の特例＞

記載する必要はありません。

ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。

＜所有者名等＞

氏名又は名称を記載してください。

また、この「種別別明細書（増加資産・全資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

<増加事由>

当該資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

資産・全資産用)

所 有 者 名	/ 枚のうち
広島製パン株式会社	/ 枚目

[illegible]

< 価額 >

記載する必要はありません。

ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、6ページの算式によって計算した資産の価額を記載してください。

＜課税標準額＞

記載する必要はありません。

ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、個々の資産の価額を記載してください。

なお、課税標準額の特例の適用を受ける資産については、個々の資産の価額に特例率を乗じた額を記載してください。

<摘要>

当該資産について、次のような事項を記載してください。

- ① 課税標準の特例資産である場合は、その適用条項（例：地方税法第349条の3第1項）
- ② 他の市(区)町村からの移動等により受入れた資産については、その場所と移動の年月
- ③ **過去の年度の申告もれ資産の場合、その旨の表示（例「申告もれ」）**
- ④ 耐用年数の短縮を行っている資産については、その旨の表示
- ⑤ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
- ⑥ 過去の年度において誤って申告した耐用年数を修正する場合
(例：耐用年数誤り、旧12年)
- ⑦ 増加事由がその他の場合は、その増加の理由
- ⑧ その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項